

確認印

案件名称

令和7年度 大正区役所一般廃棄物
収集運搬業務委託(概算契約)

仕様書

大阪市大正区役所

1. 案件名称

令和7年度 大正区役所一般廃棄物収集運搬業務委託（概算契約）

2. 概要

本業務は、発注者が指示する収集場所から一般廃棄物を収集し、大阪広域環境施設組合の処理施設へ運搬するものである。

3. 関係法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「法」という。）その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

4. 許認可等

受注者は、大阪市一般廃棄物収集運搬業許可を有していなければならない。

5. 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

6. 業務内容

（1）一般廃棄物の予定数量

（概算）305.48 kg／月（週2回以上の収集運搬）「実績一覧」（別紙1）

合計 (令和6年1月～12月分)	1,684 個	3,665.73 kg
月平均	140 個	305.48 kg

※ ただし、あくまでも過去の実績から算出した予定数量であるため、増減する可能性がある。よって、収集運搬量を確約したものではない。また、予定量と実際の数量との差異について、受注者は異議を申し立てることはできない。

（2）収集場所

【施設名】大阪市大正区役所

【所在地】大阪市大正区千島2丁目7番95号（詳細は図面（別紙2）のとおり）

（3）収集日、収集時間、収集回数

ア 収集日は週2日以上とする。（土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日を除く）

イ 収集時間は原則として、10時から17時までの間とする。ただし、発注者の監督職員が別途指示する処理施設の受入時間内に搬入しなければならない。

ウ 具体的な収集日、収集時間については、契約締結後、発注者と調整すること。

（4）作業手法

ア 受注者は、一般廃棄物を収集する場合、発注者の監督職員から一般廃棄物管理票（以

下「管理票」という。)の交付を受け、発注者の監督職員の指示に基づき、適正な運用を図ること。

イ 収集した一般廃棄物を、速やかに指定された処理施設へ搬入すること。

ウ 収集運搬にあたっては法に基づき、適正に処理しなければならない。

7. 提出書類

(1) 受注者は、本業務における業務責任者を定め、発注者に通知すること。業務責任者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、業務内容を十分に理解し、現場における作業管理及び総括を行うこと。

(2) 受注者は、業務の実施に先立ち、速やかに業務計画書（別紙3）を作成し、発注者へ提出し承認を得ること。

また、提出した内容に変更等が生じる場合は、速やかに変更後の業務計画書を再度提出し、発注者の承認を得ること。

8. 使用車両

(1) 受注者は本業務着手までに、収集運搬に使用する車両について、使用車両届（別紙4）及び車検証を提出し、承認を得なければならない。

(2) 受注者は、承認を得た車両以外の車両を本業務に使用してはならない。なお、使用車両に変更があった場合は、速やかに変更後の使用車両届及び車検証を提出し承認を得なければならない。

9. 処理施設

(1) 処理施設は、大阪市環境局の搬入計画上、原則として東成区、生野区、鶴見区、東住吉区、平野区内で発生した一般廃棄物については八尾工場、その他の区で発生した一般廃棄物については舞洲工場とする。

(2) 舞洲工場への通行経路は、原則として次のとおりとする。

最終収集区	通行経路（往復）
此花区	指定無し
福島区	安治川右岸線（※1）
その他	高速道路又は夢舞大橋（※2）
（※1）搬入後、此花区の収集に向かう場合は復路の指定無し。 復路に高速道路、夢舞大橋の利用も可。	
（※2）搬入後、此花区の収集に向かう場合は復路の指定無し、 福島区の収集に向かう場合は復路に安治川右岸線の利用も可。	

(3) 前項の規定にかかわらず、環境局の運営上の事由により、指定工場以外の工場に搬入先を変更することがあった場合、受注者は協力すること。

10. 自動計量システム I C カード

自動計量システム I C カードは大阪市環境局が貸与したものを使用すること。

11. 収集運搬量

提出された管理票に記載された数量をもって収集運搬量とし、出来高とみなす。

12. 報告

受注者は毎月の作業終了後、業務完了報告書（別紙５）を作成し、管理票とともに業務実施月の翌月５日（ただし、１２月分は翌月１０日、３月分はその月末）までに発注者に報告すること。

13. 作業実施上の遵守・留意事項

- （１）粉塵の飛散防止を行う等し、作業に伴い飛散・散乱したごみはきれいに掃除すること。
- （２）収集作業中は、周囲の人や車両等の安全を妨げることのないよう十分に配慮すること。
- （３）収集・運搬の際は車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう留意すること。
- （４）台風、降雪などの荒天により通常どおりに作業が行えない場合は、当日の作業実施状況について、業務開始前及び途中経過を発注者へ報告し、指示を受けること。
- （５）処理施設の受入基準に合致しないごみについては、発注者の指示に従い対応すること。
- （６）収集当日の最終運搬車両が搬出する時点で、収集場所にごみを残すことなく収集することを基本とするが、状況により積み残す場合は、発注者の承諾を得ること。

14. 再委託の禁止

受注者は、本業務を他に再委託してはならない。

15. 経費の負担

本業務における処分費及び運搬費の一切は、受注者の負担とする。

16. 概算契約

- （１）本業務の数量は概算であり、発注者の都合により増減することがある。契約当初は概算数量で契約するが、後日数量を確定する。
- （２）業務委託料の確定は、概算契約の内訳明細（別紙６）の単価に履行期間内の実履行数量を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行う。
- （３）概算契約の内訳明細（別紙６）については、受注者の決定後、発注者と協議を行う。

17. 検査・計量

受注者は、発注者が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

18. 遺失物の処理

本業務中に遺失物を拾得、または市民等から届け出があった場合は、遅滞なく警察署に届けなければならない。なお、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管

期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、大阪市に帰属する。

19. 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

20. その他

- （１）見積にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は、質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ見積を行うこと。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は発注者の解釈による。
- （２）本仕様書に定めのない事項に疑義が生じたときは、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。
- （３）契約の締結については、令和 7 年度予算が成立したときとする。

21. 事業担当

大阪市大正区役所総務課庶務グループ 担当：真野

〒551 - 8501 大阪市大正区千島 2 丁目 7 番 95 号

TEL：06 - 4394 - 9626

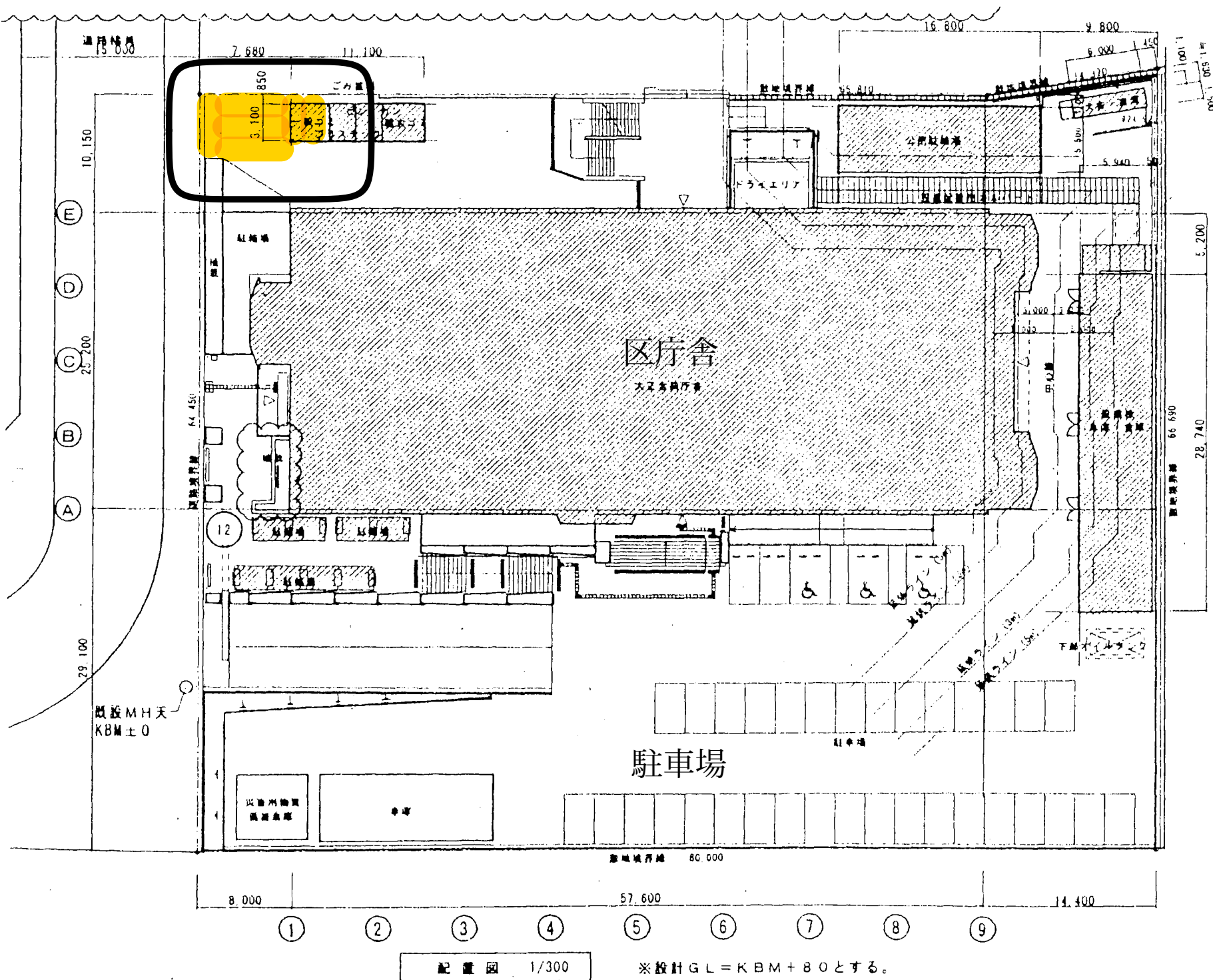
FAX：06 - 6553 - 1981

メールアドレス：th0001@city.osaka.lg.jp

令和6年1月～令和6年12月実績

1月		2月		3月		4月		5月		6月	
数量(個)	重さ(kg)	数量(個)	重さ(kg)	数量(個)	重さ(kg)	数量(個)	重さ(kg)	数量(個)	重さ(kg)	数量(個)	重さ(kg)
131	286.64	110	216.89	129	274.27	146	361.42	151	357.35	127	221.91

7月		8月		9月		10月		11月		12月		計	
数量(個)	重さ(kg)	数量(個)	重さ(kg)	数量(個)	重さ(kg)	数量(個)	重さ(kg)	数量(個)	重さ(kg)	数量(個)	重さ(kg)	数量(個)	重さ(kg)
140	250.07	159	368.78	128	263.20	189	484.60	122	284.85	152	295.75	1,684	3,665.73
										月平均		140	305.48



工事名称	大正区役所・大正区民ホール 水通居大正サービスステーション耐震改修工事 第3次設計書
------	---

甲辰 19 年歲

(別紙 3)

大正区役所一般廃棄物収集運搬業務委託 業務計画書

令和 年 月 日

大阪市大正区長 様

住所又は事務所所在地
商 号 又 は 名 称
氏名又は代表者氏名

次のとおり一般廃棄物の収集運搬を実施します。

1. 収集運搬期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

2. 収集運搬曜日

毎週 曜日、 曜日

3. 収集時間

午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分

4. 担当者

氏 名 :

連絡先 :

5. その他

収集運搬計画に変更が生じた場合は、速やかに再度計画書を提出します。

大正区役所一般廃棄物収集運搬業務委託 使用車両届

令和 年 月 日

大阪市大正区長 様

住所又は事務所所在地
商 号 又 は 名 称
氏名又は代表者氏名

次のとおり一般廃棄物の収集運搬に使用する車両について届出をします。

1 車種

2 車両ナンバー

3 車検証の写し
別添のとおり

4 その他
使用車両に変更が生じた場合は、速やかに再度使用車両届を提出します。

大阪市大正区長 様

次のとおり報告します。

1	業務名称	令和7年度 大正区役所一般廃棄物収集運搬業務委託（概算契約）
2	履行場所	大阪市大正区役所
3	契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
4	作業期間	令和 年 月分
5	処理実績	

運搬日				処理実績数
令和	年	月	日	kg
令和	年	月	日	kg
令和	年	月	日	kg
令和	年	月	日	kg
令和	年	月	日	kg
令和	年	月	日	kg
令和	年	月	日	kg
令和	年	月	日	kg
令和	年	月	日	kg
令和	年	月	日	kg
合計				kg

概算契約の内訳明細

単位：円

種別（業務内容）	数量（※）	単価・円	金額・円（※）
業務委託料総額（税抜）			
消費税及び地方消費税相当額			
業務委託料総額（税込）			

※数量及び金額は概算であり、本市の都合により増減することがある。